

データを活用したこどもに対する プッシュ型・アウトリーチ型支援の意義と課題

株式会社野村総合研究所 社会システムコンサルティング部
コンサルタント 一丸 紗月

株式会社野村総合研究所 社会システムコンサルティング部
シニアコンサルタント 高橋 誠



1 はじめに

1) こどもの問題の現状

日本のこどもを取り巻く環境は、貧困・虐待・不登校・いじめなど、ますます厳しさを増している。

日本における「こどもの貧困」とは一般的に相対的貧困を指し、国民の所得の中央値の半分以上で暮らしている状態と定義されている。厚生労働省「2022年国民生活基礎調査の概況」によると、こどもの相対的貧困率は11.5%であり、約9人に1人が貧困状態にあるとされている。そのような相対的貧困状態に置かれたこどもは、単に経済的に困窮しているだけではなく、ひとり親世帯・多子世帯・本人の疾患や発達特性・家族の疾患や発達特性・不登校・外国籍ルーツなど、さまざまな不利や困難が複合的に重なった状態にあり、支援の難易度も高い。一方で、相対的貧困は絶対的貧困と異なり、飢餓等にまで陥ることはないため、貧困であるこどもやその親に自覚がなく、自ら支援を求めなかったり、貧困の自覚があっても、周囲の目を気にして支援を求めなかったりすることがある。そのため、相対的貧困は外部からは見えにくいことが問題視されている。

また、児童虐待の通報件数も年々上昇している。2022年度中には、全国232カ所の児童相談所が計21万4,843件の児童虐待相談に対応しており、対前年度比では3.5%上昇した^{※1}。内訳としては心

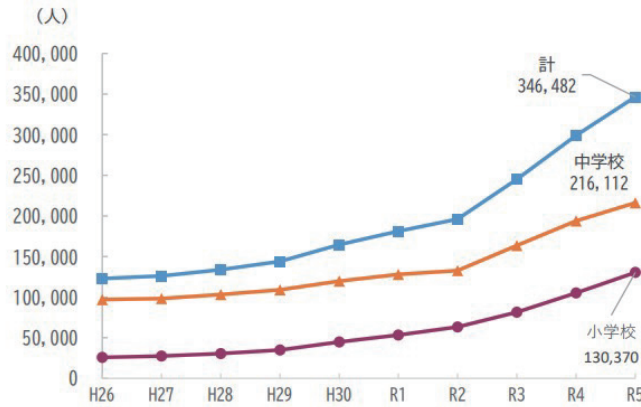
理的虐待に係る相談対応件数が増加しているが、心理的虐待は傷やあざといった外傷がないために外部からの発見は難しく、潜在的にはより多くの被虐待児童が存在している可能性が高い。

貧困・虐待といった家庭内の問題に加え、学校現場におけるこどもが抱える課題も、多面化・複雑化している。2023年度に全国の小中学校で不登校の状態（年度間30日以上欠席）にあるこどもは、過去最多の34万6,482人と、11年連続の増加となった^{※2}（図表1）。また、23年度のいじめ認知件数は小中高・特別支援学校合わせて過去最多の73万2,568件となった（図表2）。全体件数の増加の背景としては、いじめ防止対策推進法の理解が進んだことによって重大事態の積極的な認定や保護者の意向を尊重した対応がなされるようになったことなどが考えられる。

※1 こども家庭庁 令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数「令和4年度児童虐待相談対応件数」（2024年9月24日公表）

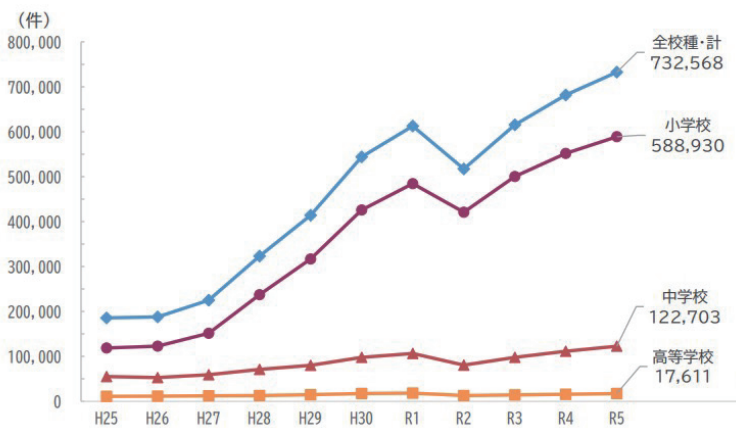
※2 文部科学省 令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果 概要」

図表 1 不登校児童生徒数の推移



出所) 文部科学省「令和 5 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」

図表 2 いじめの認知件数の推移



出所) 文部科学省「令和 5 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」

2) プッシュ型^{※3}・アウトリーチ型支援^{※4}の必要性

このような、困難を抱えるこども・家庭に対しては、さまざまな支援制度が用意されているが、それらは基本的に家庭等からの申請主義・公募制を原則として展開されている。こどもが自ら助けを求めることは技術的・物理的に難しい上、そもそも困難な状況に陥っている自覚がない、行政や学校に助けを求めることに抵抗がある、といった理由で、困難を抱えるこどもや家庭ほど SOS を発することができない状況にある。

近年は人口減少、核家族化、新型コロナウイルスの感染拡大といった社会環境の変化によって、地域

社会を支える地縁・血縁といった人との関係性が希薄化し、困難を抱えるこどもの状況を周囲の人間が把握することができずに取り残されてしまっているケースも少なくない。

また、状況が深刻化する前にプッシュ型・アウト

※3 プッシュ型支援：支援が必要な人々に対して、対象者が自ら支援を求めるのを待つのではなく、行政や支援機関が主体的に情報提供や支援を提供するアプローチを指す

※4 アウトリーチ型支援：支援が必要な人々に対して、支援者が直接出向いて支援を提供するアプローチを指す

リーチ型の支援を行うことは、行政・学校側の負担軽減という意味でも効果的である。困難を抱える子どもや家庭の発見が遅れた場合、状況の好転に時間を要したり、支援の期間や深度が大きくなり、財政支出や職員の業務負担が増大したりする可能性がある。状況の早期把握・早期対応は、子ども・家庭側、自治体・学校側双方にとってメリットがあるといえる。

3) データ連携による潜在的リスクの発見

このような課題への対応として、地方公共団体において、個々の子どもや家庭の状況や利用している支援等に関する教育・保健・福祉などの情報・データを連携させ、潜在的に支援が必要な子どもや家庭を把握してプッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる取り組みの重要性が高まっている。

大阪府箕面市では、2016年より子ども成長見守り室を新設し、教育関係のデータを集約・蓄積し、子どもの変化を追跡できる「子ども成長見守りシステム」の運用を進めてきた。データの変化から貧困など要注意の因子を抱えていると判断される子どもが見つかった場合には、学校や地区福祉会などを通じて見守りを行っている。また、データの数値に異常な変化が見られるようであれば、子どもが困難な状況に陥っている兆候と判断し、担当セクションに重点的にアプローチして支援するよう指示し、継続して見守っていく取り組みも行ってきた^{※5}。

このような先進的な取り組みを原型として、全国の自治体に活用可能な形を模索するため、デジタル庁は2022年度に「子どもデータ連携実証事業」を開始した。23年度以降は子ども家庭庁が引き継ぐ形で、実証事業とガイドラインの策定が推進されている。本稿では、主に23年度子どもデータ連携実証事業の内容を取り上げながら、データを活用した子どもに対するプッシュ型・アウトリーチ型支援の

意義と課題について検討を行う。

2 データを活用した子どもに対するプッシュ型・アウトリーチ型支援の概要

データを活用した子どもに対するプッシュ型・アウトリーチ型支援の取り組みは、地方公共団体において多様な関係機関が分散して保有している、子どもや家庭に関する教育・保健・福祉等のデータを、分野を超えて連携させることで、潜在的に支援が必要な子どもや家庭を早期に発見し、本人からのSOSを待つことなく、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげることを目的としている。本章では、子ども家庭庁が実施する「子どもデータ連携実証事業」の実施内容を通じて、子どもデータ連携の具体的な取り組みについて紹介する。

1) 実施概要

子どもデータ連携の取り組みを推進するにあたっては、まずはアプローチする困難の類型（虐待・貧困・不登校・いじめ・発達障がい・ヤングケアラー等）について検討を行い、その類型に該当する子どもに関する現状の業務について把握した上で、主体となって事業を進める部署や、支援を担う部署等、役割分担を検討する。次に、潜在的に支援が必要な子どもや家庭の把握のため、データ項目の選定・個人情報取り扱いに係る検討・システム構築・困難を抱えていると思われる子どもや家庭の抽出を行う。データだけで困難の有無を断定することは、判定基

※5 超教育協会 Learning of Tomorrow
ウェブサイト「学校現場のさまざまな情報を教育・福祉分野に活かす第90回オンラインシンポジウム・前半」2022年7月8日

図表3 こどもデータ連携の取り組み概要



出所) こども家庭庁「こどもデータ連携ガイドライン(素案)」(2024年3月)よりNRI作成

準の正確性や信頼性の問題・プライバシーの保護・差別偏見の助長を防ぐという観点で許容することはできない。そのため、実際に支援が必要かどうか判断するためには、関係機関等から必要な詳細情報を収集した上で、人の目によって支援や見守りの必要性を検討し、実際の支援につなげていく(図表3)。

2) 広島県府中町における取り組み事例

(1) 取り組みの経緯・実施概要

広島県では、モデル市町である府中町・府中市・三次市・海田町の4市町において、2019年度から子供の予防的支援構築事業を推進してきた。先行して取り組みを推進する府中町では、福祉部門や教育部門が保有する府中町在住の15歳までのこどもに関するデータを統合・分析するシステムを、22年度にデジタル庁「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業」の採択を受けて構築した。その後、23年度もこども家庭庁「こどもデータ連携

実証事業」の採択を受けて事業を推進し、24年度は県の独自事業として引き続き運用している。

2023年度実証事業においては、マイナンバー利用事務系ネットワーク(住民課:住民記録システム、福祉課:障害者福祉総合システム・生活保護システム、子育て支援課:子ども・子育て支援システム・健康管理システム・家庭児童相談システム・児童福祉システム・虐待通告/相談一覧)、校務系ネットワーク(学校教育課:校務支援システム、就学援助一覧)を個別ネットワーク上に構築した「こどもデータ統合システム」に連携させ、データを集約した(図表5)。

また、判定基準の設計に際し、ロジスティック回帰分析を用いて児童虐待リスクの予測モデルを構築した。なお、広島県では、予測モデルの構築にあたり、1市町のみではデータが不足するため、4市町のデータを統合した上でより高度な分析を踏まえたモデルを作成する取り組みを行っている。

(2) 困難を抱えていると思われるこどもや家庭の抽出

2023年度は、児童虐待リスクの予測モデルを用いて計2回のリスク判定を行った。23年10月に実施した1回目判定（就学後児童）を例にとると、対象とした小学1～6年生（約3,200人）、中学1年生（約500人）のうち、リスクが高いと判定された（閾〔いき〕値としたリスク予測値50%以上に新たに該当した）児童は小学1～6年生で27人、中学生3人の計30人となった。

リスクが高いと判定された30人の児童について、要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）に登録されている児童を除外したリストを作成し、子育て支援課より各学校の校長へ調査依頼を発出した。その後、リストに掲載の児童について学校側で事前に校内でのサポート状況や、児童に関して気になる項目のチェックを行った上で、子育て支援課が直接学校に出向いて学校長と各児童に関するケース会議を行い、当該児童の支援要否を検討した。

ケース会議の結果、「要支援児童」と判断した児童は要対協に登録し、支援方策を検討するとともに継続的に進行管理を行った。また、「見守り対象児童」と判断した児童は教員に対して情報を提供し、見守りを行うこととした。2023年度の1回目判定（就学後児童）では、予測モデルによるリスク判定でリスクが高いと判定された児童30人のうち、要対協登録済みの児童が6人おり、ケース会議を踏まえて「要支援児童」に2人、「見守り対象児童」に15人、「支援を必要としない児童」に7人が該当すると判断された。

予測モデルによるリスク判定を行った児童について自治体職員と学校長が協議することについて、学校からは、こどもの家庭状況など学校側では把握できていなかった情報が分かることで、学校での関わり方や福祉との連携がしやすくなるという声や、リ

図表4 判定に用いたデータ項目（2023年度実証事業時点）

No.	データ項目	保有・管理主体
1	住民記録	住民課
2	生活保護受給	福祉課
3	障害者手帳(身体)	福祉課
4	障害者手帳(療育)	福祉課
5	障害者手帳(精神)	福祉課
6	障害者通所支援	福祉課
7	ひとり親医療費助成	子育て支援課
8	保育所所属状況	子育て支援課
9	母子健康手帳	子育て支援課
10	乳児健診	子育て支援課
11	1歳6カ月児健診	子育て支援課
12	3歳児健診	子育て支援課
13	予防接種	健康推進課
14	4カ月児すこやか赤ちゃん広場 ^{※1}	子育て支援課
15	9カ月児のびのび赤ちゃん広場 ^{※2}	子育て支援課
16	出欠席日数	教育委員会
17	保健室来室記録	教育委員会
18	健康診断(歯口腔〔こうくう〕)	教育委員会
19	就学援助受給	教育委員会
20	虐待通告・相談一覧	子育て支援課

注1) 身体計測、保育士による絵本の読み聞かせ、ふれあい遊び、保健師による個別健康相談

注2) ふれあい遊び、後期離乳食についての話、身体計測、保健師による個別健康相談、歯科衛生士による歯みがきについての個別相談

出所) NRI 作成

スク値が高い児童には既に学校として支援を行っている児童も含まれていたため、リスク要因を細かく把握したいという、データの活用に対して前向きな意見があがった。一方で、福祉の情報を学校側へ共有することにより、教員が「福祉を背負う」ような負担感を感じる場合もあるため、情報の共有範囲については慎重になるべきであるという意見もあった。

(3) 把握したこどもや家庭への支援

「見守り対象児童」と判定された児童については、虐待リスクのチェックリストをもとに教員が月1回児童の状況を確認し、継続的に状況をモニタリングした。各児童の状況に応じて教員から支援メニュー

図表 5 広島県における取り組み概要



出所) 広島県ウェブサイト「子供の予防的支援構築事業について」2022年6月3日

の紹介を行うことで、状況が好転した例が複数見られた。

していない困難の類型を把握できる可能性がある。支援メニューの追加や、保護者への関わり方の見直し等、より効果的な支援を実施することができる。

3 データ連携の意義・効果

本章では、こどもデータ連携実証事業における取り組みを踏まえ、こどもデータ連携の意義・効果についてまとめる。

1) 潜在的にリスクを抱えるこどもの把握

予測モデルによるリスク判定の効果は、こどもが抱える困難の程度と行政・学校による支援の実施状況によって、下記のとおり類型化できる（図表6）。

(1) 既に具体的支援を行っているこどもに対する支援の充実化

既に問題行動や不登校等でリスクが顕在化しており、行政・学校でもリスクを把握の上で支援を行っている場合でも、リスク判定によって、まだ顕在化

(2) 困難が顕在化しているが、支援から漏れていたこどもの拾い上げ

困難が顕在化しているものの行政・学校による支援が行き届いていなかったこどもを抽出することができる。支援を必要としながらも適切な支援を受けることができていないこどもの発生を防ぐ効果が期待される。

例えば、2023年度こどもデータ連携実証事業では、虐待・不登校のリスクありと判定されたことを受けてこどもの所属機関から情報を収集し、家庭への訪問を行うことで、こどもがネグレクト^{※6}の状

※6 ネグレクト：幼児・児童・高齢者・障害者などの社会的弱者に対し、その保護、世話、養育、介護などを怠り、放任する行為を指す

図表6 リスク判定による効果の類型

		行政・学校による支援実施状況	
		あり	なし
こどもの困難度(リスク)の顕在化の程度	高	(1) 既に具体的支援を行っているこどもに対する支援の充実化	(2) 困難が顕在化しているが、支援から漏れていたこどもの拾い上げ
	中	(3) こどもが抱えるリスクの具体化を通じた、より踏み込んだ予防的支援の後押し	(4) 潜在的な困難を抱えるこどもの新規発見・予防的支援の実施
	低		(5) データ連携による継続的な見守り

予測モデルによるリスク判定の取り組みが大きいと考えられる領域

出所) NRI 作成

態にあることが判明した事例があった。職員の訪問を通じて母親への支援を行うことで家庭内の状況が改善し、こどもの登校回数改善にもつなげることができた。

(3) こどもが抱えるリスクの具体化を通じた、より踏み込んだ予防的支援の後押し

リスク判定以前に、職員・教員の「経験と勘」によって支援の必要性を感じ、主に「見守り」による支援を行っている場合がある。そのようなこどもがリスク判定によって「リスクあり」と判定され、どのような困難に直面している可能性が高いか具体的に分かることによって、職員・教員側は行政と連携しながらより踏み込んだ予防的支援を行い、問題の深刻化を予防することができる。

(4) 潜在的な困難を抱えるこどもの新規発見・予防的支援の実施

リスクがあるが行政・学校が認知できていなかった児童が新規に発見され、適切な予防的支援を行う

ことで問題が重大事案に発展することを未然に防ぐことができる。2023年度こどもデータ連携実証事業では、虐待のリスクありと判定されたことを受けて、学校との不和があった保護者に対して子育て相談・教育相談を案内したところ、保護者からの自主的な相談につながった事例があった。当該家庭では、相談によって担任との関係が良好になり、家庭の課題の整理、校内で受けられるサポートへの接続ができた。

(5) データ連携による継続的な見守り

現在は特に問題が起きておらず、リスクも低いと判断された児童についても、継続的に取り組みを続けることにより、児童の変化に気づき「リスクあり」となる前に支援を行うことができる。また、自治体全体で予測モデルによるリスク判定の取り組みを推進していくことにより、自治体内の職員・教員に「これまで気にしていなかった児童も何か潜在的なリスクを抱えている可能性がある」という見方・考え方が広まり、予防的支援に対する意識が高まる、とい

う副次的な効果も期待される。

困難が顕在化しているこどもの多くは、行政・学校による支援が行われていることを踏まえると、上記の中でも、データを活用したこどもに対するプッシュ型・アウトリーチ型支援の施策的効果が最も期待されるのはこどもの困難度がまだ高くない層だと考えられる〔上記（３）～（５）〕。こどもが自らの困難を自覚しつつ何らかの理由で SOS を発信できていない層や、本人が困難を自覚していない層に対しては、プッシュ型支援を実施することにより、問題行動の発生や困難の深刻化を防ぐ効果が期待される。

予測モデルによるリスク判定の結果、リスクありと判定されたこどもの一部には、教員がリスクを把握しつつも、どのような困難を抱えているのか分からなかったため、支援方法が分からなかったとの声を確認された。予測モデルによるリスク判定を通じて、どのような困難を抱えている可能性が高いか判定することにより、SOS を発信できていないこどもに対して、適切な体制、手法で支援を届けことが期待される。

2) データ連携による副次的な効果

潜在的にリスクを抱えるこどもの把握という第一義的な目的に付随して、データ連携によって以下のような副次的な効果が期待される。

(1) 情報の一覧性向上による迅速な対応

一元的なデータベースの実装により、さまざまな種類の「情報」の一覧性が向上するため、既存業務の効率化が図られる。これまでは、こどもに何か問題が起きた際には、データ化されていない紙面情報も含め、関係者に問い合わせその都度情報を収集する必要があり、対応に時間を要したり、場合によってはなおざりにしたりしてしまっていることもあっ

た。情報が 1 カ所に集約されることで、効率的にこどもの情報を把握し、さまざまな背景情報を踏まえて今後の対応方針を考えることができるようになる。

(2) 経年情報の「蓄積（アーカイブ）」

多くの自治体で、こどもが学齢期に入るとこどもと自治体の関わりが急激に減少し、こどもや家庭の状況を長期的に把握することが難しくなる。こどもの所属機関が数年間ごとに変化する中、長きにわたる状況変化が捉えられる点もメリットの一つである。

また、数年間にわたって同じ家庭の情報が蓄積されることで、特定の季節に何らかの問題が発生するなど、家庭ごとの傾向が見えてくることがある。経年で情報を蓄積することで、より予防的支援の精度を高めていくことができる。

(3) 属人化していたノウハウの展開

教育や福祉の現場は、これまで職員の「勘と経験」に大きく依存してきた。リスクを判定する基準の検討により、潜在的なリスクを持つ児童に対する見立てや支援の実施方針等について、特定の保健師や現場職員が個人的に蓄積している情報や経験値・ノウハウを自治体内で広く活用することができる。

(4) 行政（福祉部局）とこどもの所属機関（小・中学校）との連携強化

データ連携の取り組みは、データの統括主体である自治体と、支援主体となるこどもの所属機関との連携が必要不可欠である。取り組みの推進のために自治体と所属機関の関わりが増加することで、実際にリスクが顕在化した場合も、迅速な情報共有・対応が可能となる。

2023 年度実証事業では、自治体・学校の双方が参加する人の目による確認の場を通じて、データ連

携で抽出された児童以外にも、学校側として気になる児童の情報の共有があった。それらの児童に対しても、データを参照して問題の背景を検討するなどして、見守りにつなげることができた。

4 支援の実施における課題・留意点

困難を抱えるこどもの発見・支援という点においてこどもデータ連携は効果的だが、運用に関して留意すべき点もある。データ連携の課題のうち、困難を抱える児童の抽出や支援の実施に関わる三つの留意点について述べる。

1) 予測モデルによるリスク判定結果の過信の危険性

「リスク高」と判定されていても、実際は問題がない場合や、逆に「リスクなし」と判定されたが実際は課題を抱えている場合がある。また、システムによるリスク判定で提示される困難の類型が、実際に本人の抱える困難とは異なっており、必要な支援方法が異なる場合もある。そのため、確認のための一定のコストが発生するものの、必ず人の目によって支援の必要性を確認する工程を含める必要がある。今後判定の精度が高まっていったとしても、判定結果のみに頼ることは危険であり、あくまで支援実施を判断するための検討材料の一つとする意識が不可欠である。

2) スティグマの抑止

4章1節で述べたとおり、システムによるリスク判定だけに頼って支援要否の判断を行うべきではない。そのため、リスクが高いという情報によって、本来であれば特に支援の必要がない児童に対して「この児童には問題がある」というスティグマ（差別・偏見）が付与される懸念がある。そのため、リスク

判定等で導出された結果によるスティグマが発生しないよう、判定結果を伝える対象や、伝える情報の範囲については十分検討する必要がある。例えば、学校側に見守りを依頼する場合に、困難類型や児童に関するデータの詳細は伝えず、単に「リスクがある可能性があるので注意して見守ってほしい」と伝えることも一案である。一方で、できるだけ具体的な情報を伝えた方が見守りやすい場合もあるため、情報を取り扱う職員・教員に対しては、事前に説明会等でこどもデータ連携の取り組みの目的や概要をきちんと伝えることが有効である。

3) 長い目で取り組むことを意識した対応

現在顕在化していないリスクの大小は、必ずしも1度の確認・訪問だけで把握できるとは限らず、基本的には複数回の確認・訪問を前提として長い目で取り組む必要がある。また、予防的支援は一朝一夕で結果が目に見えるものではなく、効果が発現するのに時間を要するため、事業自体の継続が重要である。

5 今後の展望

データを活用したこどもに対するプッシュ型・アウトリーチ型支援の取り組みを全国で実施する上では、導入・運用に要するコストや効果が発現するまでに時間を要する点に留意が必要である。

導入時は、予測モデルのロジック検討や自治体内の複数システムのデータを連携させるシステム構築に多額のコストを要する。また、機微な個人情報を活用することに伴う個人情報保護に係る法的整理や運用フローの整理等、検討コストも要する。運用時は、リスク判定後の人の目による確認や支援を行う教員や保健師の業務負担が増大する可能性がある。

本取り組みは中長期的に取り組むことによって大

図表 7 自治体におけるこども支援の在り方

こどもが抱えるリスクの困難度	支援主体	支援内容	こども1人当たりの支援コスト
高	●行政	●要対協への登録 ●個別支援	高
中	●行政 ●所属機関（学校等）	●相談対応 ●教員からの声掛け	中
低	●地域住民 ●所属機関（学校等） ●こどもの居場所	●日常적인見守り	低

➤ リスク中程度までのこどもを支援することにより
将来的に高リスク層の減少、支援コスト削減が期待される

出所) NRI 作成

きな効果が生まれる。こどもが抱える困難が深刻化する前に予防的支援を行うことで、こども1人当たりには要する支援コストの低下や、手厚い支援を必要とするこどもの数を将来的に減らすことにつながり、こども支援の効率化も期待される。将来的には、困難度が中程度のこども（困難を抱えているが、こどもからSOSが発信されていない状態）もしくは低程度のこども（まだ困難に直面していない状態）に対して、学童保育所やこども食堂をはじめ、こどもと関わる地域主体を巻き込んだ支援体制を構築し、地域全体でこどもを重層的に見守っていくことにより、行政や学校の負担軽減を図っていくべきだろう（図表7）。

国はガイドライン等の整備に加え、こども政策の執行において財政的、体制的課題を抱える自治体の本取り組みを導入、推進を後押しするような支援が期待される。例えば、1団体でのシステム導入コストが高いと考えられる小規模自治体に対しては、国や都道府県が一括でシステムの要件定義を行い、モデルシステムを構築することにより、導入コストの低減を図ることも有用だろう。また、リスク判定を

行うための十分なデータサンプルが確保できない可能性がある自治体については、広島県の事例で確認されたように地理的、文化的特性が近い複数自治体のデータ連携によるリスク判定をやりやすくするような法整備やガイドラインの作成も有効だろう。

保健師不足や教員の長時間労働等、こどもを支援する主体が抱える体制的な課題は今後ますます深刻化していくことが懸念される中、本取り組みがより多くの自治体に広まることが期待される。

（監修：毛利 一貴）

●…… 筆者
一丸 紗月（いちまる さつき）
株式会社 野村総合研究所
社会システムコンサルティング部
コンサルタント
専門は、こども政策・教育・ジェンダーなど
E-mail: s-ichimaru@nri.co.jp

●…… 筆者
高橋 誠（たかはし まこと）
株式会社 野村総合研究所
社会システムコンサルティング部
シニアコンサルタント
専門は、こども政策、政策評価など
E-mail: m25-takahashi@nri.co.jp